



お知らせ

ご存知ですか？

特別障害者手当 障害児福祉手当

本庁高齢障害課

《特別障害者手当》

20歳以上であって、身体または知的・精神などに著しく重度の障がいがあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の方に対し、福祉の増進を図ることを目的に支給します。

支給額 月額2万6440円
※ただし、次に該当するとき
は支給されません。

- ①施設に入所しているとき
- ②病院や診療所に3カ月以上継続して入院しているとき

今月の納税

市・県民税（2期）
国民健康保険税（3期）
納期限
8月31日（金）
納期限内に納めましょう



③受給者およびその配偶者または扶養義務者の所得が一定額以上あるとき

《障害児福祉手当》

20歳未満であって、身体または知的・精神などに重度の障がいがあるため、日常生活において常時介護を必要とする在宅の児童に対し、福祉の増進を図ることを目的に支給します。

支給額 月額1万4380円
※ただし、次に該当するとき
は支給されません。

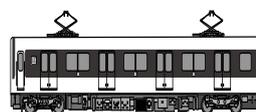
①障がいを支給事由とする年金を受けているとき

②施設に入所しているとき
③受給者またはその扶養義務者の所得が一定額以上あるとき

【受給の請求】

これらの手当は、本人（障害児の場合は保護者）からの請求により支給されますが、認定

たまにはノーマイカー



市では、2年前から8月を「公共交通機関利用促進月間」とし、職員が電車・バスでの通勤に取り組んでいます。普段と違った景色が見られ、季節が感じられるのもいいものですよ。公共交通機関で通勤するメリットには、自家用車に比べて安全である、駅、バス停まで歩くことにより健康増進に役立つ、環境に配慮し、社会に貢献できるなどがあります。

市内のバスは市民の皆さんの力で走る皆さんのバスです。みなさんの利用がバス路線の維持、充実に繋がります。ぜひご乗車を！

【問い合わせ】
本庁企画調整課 ☎ 22-9621

については指定の診断書などを提出していただき審査を行うなど、障がいの状態などについては別に規定があります。

■現況届

現在、特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当を受給されている方は、受給資格確認のために現況届（所得状況届を含む）を提出していただきます。必要書類を送付しますので、期日までに必ず提出してください。提出されないと、受給資格があっても引き続き手当を受けることができなくなる場合があります。

【提出期間】 土・日曜日を除く
8月13日（月）～9月10日（月）

【申請先・問い合わせ】

本庁高齢障害課
☎ 22・9657
各支所健康福祉課

地域安全コーナー

伊賀警察署だより

子どもの非行防止について



夏になると、夏祭りや花火大会などの夜の行事が増える事によって夜中まで遊んだり、出歩いたりしがちです。子どもたちは夏休み中でもあり、自由な時間が増え、はめをはずし過ぎて、犯罪や事故に巻き込まれるケースが増えます。

また、2学期が始まる頃には、いろいろな遊びを覚え、学校に行くのが嫌になり、家

出するケースも多くなり、家族が子どもの変化に早く気づいて相談にのってあげてください。



◆平成19年度警察官採用案内

【受付期間】
8月1日（水）～31日（金）

【試験区分】
平成20年4月採用

- ▼警察官A
- ▼警察官B

試験区分など詳しくは、お近くの警察署、交番、駐在所などへお尋ねください。

【問い合わせ】

伊賀警察署 ☎ 21・01110
名張警察署 ☎ 62・01110

障害者相談員を設置

本庁高齢障害課

身体・知的・精神に障がいのある人やその家族の身近な相談相手として、「伊賀市障害者相談員」を設置しました。生活のこと、サービスの利用に関すること、職業に関することなど各種相談に応じます。各相談員の連絡先は、高齢障害課または各支所健康福祉課までお問い合わせください。

【相談員数】

身体障害者相談員 7人
知的障害者相談員 4人
精神障害者相談員 2人
【定例相談】 毎月第1水曜日
午後2時～4時

・上野ふれあいプラザ3階相談室
・いがまち保健福祉センター
集団研修室（9月から）

【問い合わせ】

本庁高齢障害課
☎22・9657

児童扶養手当・特別児童扶養手当について

本庁少子化対策課

《児童扶養手当現況届》
この手当は、離婚などによって父親と生計を共にして

いない児童の母、あるいは母にかわってその児童を養育している方が対象です。

児童扶養手当を受給されている方は、毎年8月に現況届の提出が必要です。この届は、受給者の現在の状況や前年の所得などについて確認し、引き続き手当を受ける要件があるかどうかを確認するためのものです。なお、提出が無い場合は、8月分以降の手当が受けられなくなりますのでご注意ください。

手続きが必要な方には8月初旬に案内文書を送付します。内容確認などが必要のため、必ず受給者本人が手続きしていただきますようお願いいたします。（代理人・郵送不可。）

【提出期限】 8月31日(金)

《特別児童扶養手当所得状況届》
この手当は、精神または身体に障がいのある20歳未満の児童を養育している方が対象です。

特別児童扶養手当を受給されている方は、毎年所得状況届の提出が必要です。この届は、受給者の現在の状況や前年の所得などについて確認し、引き続き手当を受ける要件があるかどうかを確認するためのものです。なお、提出

が無い場合は、8月分以降の手当が受けられなくなりますのでご注意ください。

手続きが必要な方には8月中旬に案内文書を送付します。

【提出期限】 9月10日(月)

【提出先・問い合わせ】
本庁少子化対策課
☎22・9654

各支所健康福祉課

軽自動車・原動機付自転車等の廃車・名義変更等の手続きはお済みですか

本庁税務課

軽自動車税は、所有者に課税されます。そのため、廃車や名義変更の手続きをしないと、いつまでも前の所有者や故人名義で税金がかかります。県外へ転出されて住民票を異動しても、車検証の住所は変わりません。車検証の変更手続きもしてください。

また販売業者などに廃車手続きを依頼して、ナンバーごと車両を引き渡した方は、廃車手続きが完了しているか、再度車両を引き渡した販売業者などにお確かめください。

【廃車・名義変更】
■軽四輪自動車・軽三輪車・軽二輪車・小型自動二輪車
伊賀市家用自動車協会
☎21・0280

※必要な書類などは、車種や手続き内容によって異なりますので必ず事前にお問い合わせください。

■原動機付自転車・小型特殊自動車・農耕作業用等自動車

【持参していただくもの】

- ▼廃車手続きの場合
- ・印鑑、ナンバープレート
- ・標識交付証明書
- ▼名義変更手続きの場合
- ・新旧所有者の印鑑
- ・標識交付証明書



本庁税務課庶務係
☎22・9615

各支所総務振興課

伊賀支所	☎45・9106
島ヶ原支所	☎59・2053
阿山支所	☎43・1543
大山田支所	☎47・1150
青山支所	☎52・1112

中学校卒業程度認定試験の実施について

教育委員会学校教育課

中学校卒業程度認定試験は、中学校卒業程度の学力があるかどうかを認定するため

に国が行う試験です。合格した方は、高等学校の入学資格が得られます。

【受験資格】

- ①病気などやむを得ない事由により、保護者が義務教育諸学校に就学させる義務を猶予または免除された方
- ②保護者が就学させる義務の猶予または免除を受けず、かつ、平成19年度中に満15歳に達する方で、中学校を卒業できないと見込まれることについてやむを得ない事由があると文部科学大臣が認めた方
- ③平成19年度中に満16歳以上になる方（①および④に該当する方は除く）
- ④日本国籍がない方で、年度末までに満15歳以上になる方

【試験科目】 国語・社会・数学・理科・英語

【試験日時】 11月5日(月)

午前10時～午後3時40分

【試験会場】

三重県庁講堂棟3階 第131・第132会議室

【出願期間】 ※当日消印有効

8月24日(金)～9月11日(火)

【問い合わせ】

三重県教育委員会事務局高
校教育室進路指導・入試グル
ープ
☎059・224・2913